

〈平成25年度補正〉
**住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(HEMS機器導入支援事業)**

申請の手引き【事業の流れ】

平成26年6月
Ver.1.3

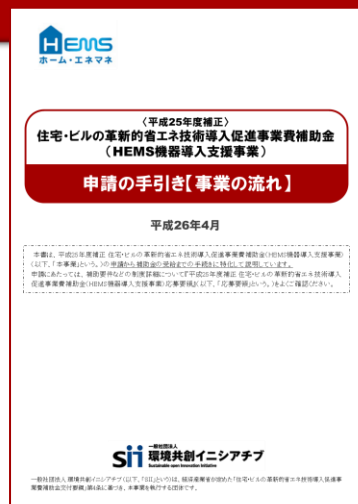
本書は、平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)(以下、「本事業」という。)の申請から補助金の受給までの手続きについて説明しています。

※申請にあたっては、補助要件などの制度詳細について『平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)応募要領』(以下、「応募要領」という。)をよくご確認ください。

申請の手引きとは、本事業の流れや申請手続きについて、応募要領に基づき、わかりやすくまとめた冊子です。場面に応じて、以下の3種類に分かれています。申請の際にご活用ください。(応募要領も必ずご確認ください。)

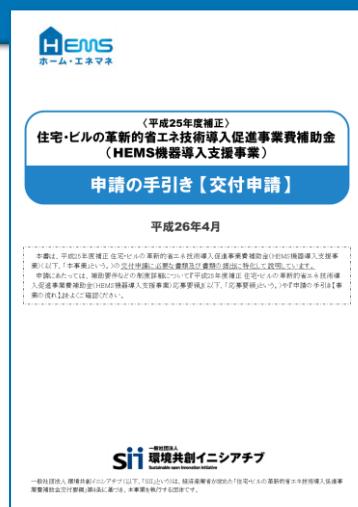
1. 申請の手引き【事業の流れ】(本書)

本事業の利用の検討から補助金の受給について、申請する際の流れ(時系列)にあわせ、説明しています。また、留意事項など、申請者が特に知っておくべき事項についても記載しています。



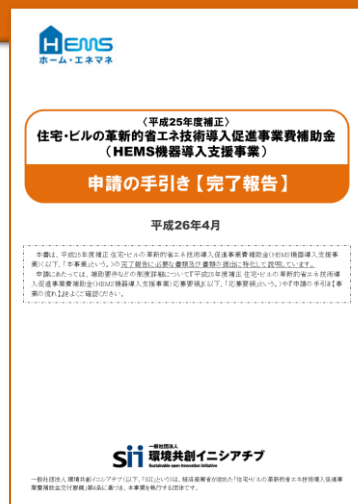
2. 申請の手引き【交付申請】

交付申請に必要な書類について、記入方法や入手方法及び書類の提出方法について説明しています。



3. 申請の手引き【完了報告】

補助事業の完了報告に必要な書類について、記入方法や入手方法及び書類の提出方法について説明しています。



1. 事業名 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

2. 事業目的 本事業は、民生部門の省エネルギー対策の一環として、家庭内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするホーム・エネルギー・マネジメントシステム(以下、「HEMS機器」という。)の導入に際し、設置する機器費用の一部を補助し、HEMS機器の普及を図りながら家庭部門において省エネ化を推進することを目的とします。

3. 補助対象機器 SIIが定める補助対象基準を満たしていることが認められ、予め指定されたHEMS機器(以下、「補助対象機器」という。)が補助対象となります。
 ※ 補助対象機器は、未使用品に限ります。
 ※ 補助対象機器は随時追加されます。最新の補助対象機器一覧については [SIIのホームページ\(http://sii.or.jp\)](http://sii.or.jp)を参照してください。

4. 補助対象者 補助金交付の対象者(以下、「申請者」という。)は、日本国内において自ら居住する民生用住宅*1にSIIが指定する補助対象機器を購入、設置する個人とします。
 *1 民生用一般住居用の建築物。但し、集合住宅(分譲マンション等)における共有部分は含みません。
 また、賃貸住宅に設置する場合は、対象外とします。
 ※ 本事業はHEMS機器を新たに所有する個人に対する補助制度であり、HEMS機器を個人に貸与する法人(リース事業者、新電力(PPS事業者)等)、住宅建築物を建築する事業者が補助金の申請を行うことはできません。

5. 補助対象となるための要件 下記4つの要件を満たす場合に補助対象となります。
 ① SIIが指定する補助対象機器を民生用住宅に設置すること。
 ② 補助対象機器によりエネルギー使用量の計測結果のモニタリングを行い、日常生活において制御機能を活用し、家庭内のエネルギー使用量を抑制する省エネ化を図ること。
 ③ SIIが計測・蓄積した電力使用量に関する実績データや使用状況等について調査を行う場合、SIIが定める様式において回答し、結果の開示に同意できること。
 ④ 補助対象機器を登録した機器製造事業者等またはクラウドサーバを管理する事業者が、クラウドサーバ上に蓄積した申請者自らの電力使用量に関する実績データ等をSIIに提供することについて同意できること。

6. 補助率 定率 1/3
 但し、補助金額は1,000円単位とし、100円単位以下は切り捨てとします。
 また、補助金額の上限は7万円、下限として補助金額が1万円未満の場合は対象外となります。

7. 補助金の申請方法 補助金の交付までには以下2回の申請が必要です。
 ① 補助対象機器の契約または購入の前の「交付申請」
 ② 契約または購入、設置後、支払いを完了した後の「補助事業の完了報告」(以下、「完了報告」という。)

8. 事業期間 ① 交付申請受付期間 : 平成26年3月17日(月)～平成26年9月30日(火) (必着)
 ② 完了報告受付期間 : 平成26年3月31日(月)～平成26年12月20日(土) (必着)
 ※ 申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間であっても申請の受付を終了します。

9. 補助事業費総額 20億円程度

【SIIホームページ】
<http://sii.or.jp/>

【お問い合わせ先】
 一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)
 審査第三グループ HEMS補助金申請担当
TEL: 03-5565-4961

(受付時間 = 平日 10:00~12:00 および 13:00~17:00)
 ※ 通話料がかかりますのでご注意ください。

補助金の検討から受給までの基本的な流れ



次ページより、各項について解説しています。

① 自分が補助対象者かを確認する

補助金の申請対象者(以下、「申請者」という。)は、以下の全てに当てはまる必要があります。

- 日本国内に住んでいる個人※1である。
- 居住している住宅※2に補助対象となるHEMS機器(補助対象機器)を設置する。
- 補助対象機器によって電力使用量をモニターし、省エネを図る。
- 補助対象機器設置後、電力使用状況などのSIIが行う調査に協力できる。

※1 賃貸住宅のオーナー、住宅建築事業者、リース事業者や新電力(PPS事業者)などがHEMS機器を設置し、居住者が使用するなど機器の所有者と使用者が異なる場合は補助の対象となりません。

※2 住宅とは、民生用一般住居用の建築物を指します。
ただし、集合住宅(分譲マンション等)における共有部分は含みません。
また、賃貸住宅に設置する場合は、補助対象外です。

② 補助対象となるHEMS機器(補助対象機器)を選ぶ

補助対象となるHEMS機器は、補助対象機器としてSIIのホームページで確認することができます。
補助対象機器は、SIIが定める基準※3を満たすことの確認を受け、予め登録を受ける必要があります。
また、以下の点に注意が必要です。

- 未使用品であること。
- 住宅全体の電力使用量が計測できること。
- インターネットなどを通じて、電力使用量のデータを送信できること。

※3 補助対象となるHEMS機器の要件は、『応募要領』のP.17～18に詳しく記載しています。

③ 見積もりを入手する

補助対象となるHEMS機器の購入に係る費用の見積もりを入手してください。
交付申請を行うためには、『見積書』のコピーが必要になります。また、以下の点に注意が必要です。

- 見積書には、必要事項をすべて記載してもらってください。

【見積書に記載が必要な項目】 ※ 記載漏れがある場合、交付申請において不備になることがあります。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 見積日 | <input type="checkbox"/> 見積金額 |
| <input type="checkbox"/> 見積発行者名・印 | <input type="checkbox"/> 見積明細
(機器費、工事費などの明細が確認できること) |
| <input type="checkbox"/> 見積依頼者名(申請者等) | <input type="checkbox"/> 機器の型番 |

- 見積に含まれていても、補助対象とされない費用があります。

【補助対象外費用の例】 ※『応募要領』のP.3「補助対象範囲」に詳しく記載しています。

- × 消費税
- × サービス利用料、通信費、申請手数料等
- × 工事費、セットアップ費用、諸経費等
- × 他の目的で使用できる汎用装置(PC、タブレット、スマートフォン、TV等)
- × HEMSの制御対象となる設備の本体や内蔵装置(エアコン、照明器具、内蔵通信装置等)
- × 他の目的で使用される機器と機能の切り分けができない共有装置(パワーコンディショナー等)

交付申請の方法や必要書類は、別冊『申請の手引き【交付申請】』で詳しく解説しています。

④ 交付申請を行う

交付申請とは、申請者が補助対象機器を契約する前に、補助金を受けられるかの確認を受け、補助金額の上限を決定するために行います。以下の点に注意して交付申請を行ってください。

- 交付決定を受ける前に契約・購入された機器は補助の対象になりません。
- 補助金交付申請書(以下、「交付申請書」という。)に記入する申請金額を確認してください。

【補助率と補助金額】

交付申請書に記入する補助金額は、以下 1)~3) によって計算してください。

- 1) 見積書における補助対象費用(税抜)の合計金額の1/3
- 2) 1)の結果について、100円単位以下は切り捨て(四捨五入ではありません。)
- 3) 2)の結果が10,000円以上、70,000円以下
(10,000円未満となる場合は補助対象外、70,000円を超える場合は70,000円とします。)

- 提出する交付申請書類はコピーを取り、大切に保管してください。
- 交付申請は、平成26年9月30日(火)^{*4}までに郵送で行ってください。(必着)

※4 交付申請の合計金額が補助事業予算を超えた場合、上記より前に交付申請の受付を終了することがあります。

⑤ 『交付決定通知書』を受取る

交付申請が認められた場合、申請者に『交付決定通知書』が送付されます。交付決定通知書は、大切に保管してください。

- 交付決定通知書の送付まで、交付申請から1ヶ月程度かかります。(不備がない場合)
- 交付決定通知書に記載される「交付決定番号」は、完了報告時に必要になります。
- 交付決定通知書に記載される「補助申請予定額」が、完了報告時の上限金額になります。
- 完了報告を行うまでに交付申請した内容に変更が生じた場合は、SIIにご連絡ください。(⇒P.10)

【交付決定通知書(イメージ)】

平成 26 年 5 月 15 日

補助事業者 申請太郎 様

一般社団法人 環境共創イノビス
代表理事 赤松 幸

平成 25 年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)
交付決定通知書

平成 25 年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)」交付規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号	99999911
2. 交付決定日	平成 26 年 5 月 10 日
3. 補助対象機器型番	HEMS-25
4. 補助申請予定額	金 38,000 円

以上

※本通知受領後、補助金交付申請を行った補助対象機器の契約または購入、設置、支払いを完了させた上で速やかに補助事業の完了報告を行ってください。

※補助事業の完了報告の際に、上記「4. 補助申請予定額」を上回って申請することはできません。

※本通知は、一般社団法人環境共創イノビスが交付申請を受けた後、その内容が適正であると認められる等に対し、申請を受理した旨を通知するもので、補助金の交付及び金額を確定するものではありません。

※その他、本封裏面に掲げる交付条件に従って補助事業を実施してください。

補助事業の完了報告を行うにあたって上記の交付決定番号が必要になりますので、本通知書は大切に保管してください。

一般社団法人環境共創イノビスが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(以下「補助事業費補助金」)は、国土交通省の委託により、国土交通省の補助事業として実施されています。国土交通省の補助事業費補助金(以下「補助事業費補助金」)は、国土交通省の補助事業として実施されています。国土交通省の補助事業費補助金(以下「補助事業費補助金」)は、国土交通省の補助事業として実施されています。国土交通省の補助事業費補助金(以下「補助事業費補助金」)は、国土交通省の補助事業として実施されています。

交付申請の方法や必要書類は、別冊『申請の手引き【交付申請】』で詳しく解説しています。

⑥ 購入契約を締結する

交付決定通知書を受けた後、補助対象機器の購入契約を取り交わしてください。
以下の点にご注意ください。

● 交付決定日以降の日付で購入契約の締結を行ってください。

※ HEMS機器によって計測したデータの分析サービスなど、付帯サービスに加入する必要がある場合があります。
詳しくは販売事業者等にご確認ください。

※ 完了報告時、機器購入の証明書として必要事項が記載された「領収書」の添付が必要です。
念のため契約時に確認してください。(『申請の手引き【完了報告】』のP.17に詳しく記載しています。)

※ 交付申請時に申告した機器と異なる機器を購入・設置する場合は、SIIにご連絡ください。(⇒P.10)

⑦ 補助対象機器の設置を行う

契約締結後、補助対象となるHEMS機器を設置し、完了報告に必要な書類を入手してください。
以下の点にご注意ください。

- 交付申請時に申告した機器を住宅(設置場所)に設置してください。
- 住宅全体の電力使用量が計測できるように設置・設定を行います。
- インターネットなどを通じて、電力使用量データを送信できる環境が必要です。
- 設置写真を撮影します。

【撮影が必要な写真】

- 補助対象となるHEMS機器が設置されている写真
- 計測した電力使用量がモニター等に表示されている写真

● 販売・設置事業者から機器メーカーが発行する『HEMS機器出荷証明書』を入手します。

※ 交付申請時に申告した住宅(設置場所)と異なる場所に設置する場合は、SIIにご連絡ください。(⇒P.10)

⑧ 購入代金を支払う

補助対象機器の設置後、補助対象費用を支払い、『領収書』と『販売・設置完了証明書』を入手してください。領収書(コピー)は、完了報告において、もっとも不備の要因となりやすい書類です。
『申請の手引き【完了報告】』のP.17を十分に確認の上、発行を受けてください。

- 販売・設置事業者から『販売・設置完了証明書』の発行を受けます。
- 領収書には必要事項を全て記載してもらってください。

【領収書(コピー)に記載が必要な項目】 ※ 記載漏れがある場合、完了報告において不備になることがあります。

- 発行日
- 発行事業者名・印
- 購入者名(申請者)
- 購入日
- 補助対象費用(HEMS機器代金)
- 機器の型番
- 収入印紙 または 印紙税を納付していることがわかる記載

※ コピー(A4サイズ・普通紙)を提出してください。原本を提出した場合は返却できません。

- 原則、補助対象費用(HEMS機器代金)をクレジットカード※5で支払う場合、当該カード利用料金の決済後、完了報告を行う必要があります。

※5 個別クレジットの場合、SIIが定める条件を満たす必要があります。(詳しくは、SIIのホームページをご確認ください。)

完了報告の方法や必要書類は、別冊『申請の手引き【完了報告】』で詳しく解説しています。

9 完了報告を行う

申請者は、交付決定通知書の受領後、速やかに補助対象機器の契約または購入、設置を完了させ、その旨をSIIに報告します。
これによって、SIIは交付する補助金額を確定し、申請者が指定する口座へ振込みます。
なお、申請者に代わって第三者が手続きを代行することができます。
以下の点に注意して完了報告を行ってください。

- 補助事業完了報告書兼取得財産等明細表(以下、「補助事業完了報告書」という。)に記入する申請金額を確認してください。

【補助率と補助金額】

補助事業完了報告書に記入する補助金額は、以下 1)～4) によって計算してください。

- 1) 領収書における補助対象費用(税抜)の合計金額の1/3
- 2) 1)の結果について、100円単位以下は切り捨て(四捨五入ではありません。)
- 3) 2)の結果が10,000円以上、70,000円以下
(10,000円未満となる場合は補助対象外、70,000円を超える場合は70,000円とします。)
- 4) 3)の結果が交付決定通知書に記載されている「補助申請予定額」以下
(補助申請予定額を超える場合は、不備となります。)

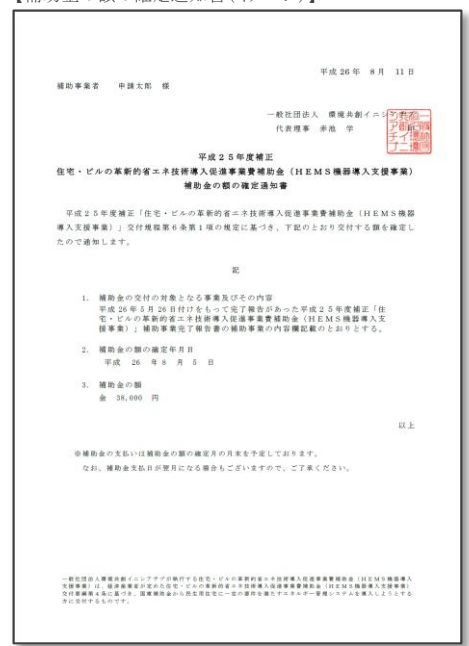
- 提出する完了報告書類はコピーを取り、大切に保管してください。
- 補助事業完了報告書の提出を請求行為として取り扱います。
- 完了報告は、平成26年12月20日(土)までに郵送で行ってください。(必着)
- 書類に不備や不足がある場合、(申請代行の場合も)申請者に通知します。

※ 補助対象となる機器が他の国庫補助金事業等から既に補助を受けている場合、重複して申請できません。
また、本事業から既に補助を受けている申請者が、複数回申請することもできません。

10 『補助金の額の確定通知書』を受取る

完了報告が認められ、補助金の交付金額が確定した場合、申請者に『補助金の額の確定通知書』が送付されます。
補助金の額の確定通知書は大切に保管してください。

【補助金の額の確定通知書(イメージ)】



完了報告の方法や必要書類は、別冊『申請の手引き【完了報告】』で詳しく解説しています。

⑪ 補助金の振込みを受ける

補助金の額の確定通知書に記載した確定年月日の月末が振込予定日となります。
なお、SIIからは振込完了の通知や連絡は行いません。

- 振込予定日※6 後、振込みが行われていることを確認します。

※6 振込予定日はあくまで予定です。金融機関の都合等により前後することがあります。
また、確定の時期により、翌月の振込となることがあります。

⑫ (依頼があった場合)SIIが行う調査に協力する

SIIは、本事業の適正実施とその効果検証のために申請者に対して調査協力を依頼することがあります。
申請者は、この依頼に協力しなければなりません。

- 補助対象のHEMS機器の稼働状況の確認のため、申請者立ち会いの上、立ち入り調査をすることがあります。
- HEMS機器の導入による使用電力の削減効果を検証するため、データやアンケートの提出をお願いすることがあります。
- HEMS機器の普及促進を広く紹介するため、本事業の成果を発表する場合があります。

◆ その他の留意事項

申請者は、本事業から補助金を受けてHEMS機器を購入する場合、以下のような義務や責任が生じます。
以下の点にご注意ください。

また、『応募要領』の表紙裏「補助金の交付申請又は受給される皆様へ」及びP.10に詳しく記載しています
ので、あわせて確認してください。

- 補助金を利用する申請者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の法律が適用されます。
- 補助金交付後5年間、SIIの承認なしに補助対象となったHEMS機器を処分できません。
- 重複申請や不正行為があると判断された場合など、申請者は交付された補助金に加算金を加えて返還を求められることがあります。

申請の取り下げ・変更の手続き

交付申請後、申請の取り下げや申請内容の変更を行う場合は、原則として以下のような方法で手続きを行う必要があります。交付申請・完了報告の進捗状況により手続きが異なります。

(手続に必要な書類はSIIのホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、SIIに送付してください。書類の送付先は、『応募要領』及び『申請の手引き【交付申請】/【完了報告】』でご確認ください。)

ただし、事由によっては変更等が認められないことがありますので、事前にSIIまでお問い合わせをお願いいたします。

【① 交付申請から交付決定(交付決定通知書の受領)まで】

《申請の取り下げ》

『補助事業申請取下げ届出書』を提出してください。

《申請内容の変更》

交付申請においては、変更はできません。
変更を行う場合は、申請を取り下げた後、改めて申請してください。

《申請者の変更》

相続等で申請者が変更になる場合でも、交付申請においては、変更はできません。
変更を行う場合は、申請を取り下げた後、申請者名を変更して改めて申請してください。

【補助事業申請取下げ届出書(イメージ)】

様式第5
平成26年4月1日

一般社団法人 環境共創イニシアティブ
代表理事 兼

住 所 東京都中央区銀座11-22-33
補助事業者 氏 名 中野 太郎
連絡先 XX-XXXX-XXXX

平成25年度補正
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)
補助事業申請取下げ届出書

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり補助事業申請の取下げを届け出ます。

記

1. 交付決定番号	9999911
2. 取下げの理由	機器が変更になったため
3. 取下げを行う補助事業申請に係る補助金の額	38,000 円

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦向きとする。

一般社団法人環境共創イニシアティブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、申請者が提出した交付申請書の記載内容に基づき、SIIより補助事業者に対して交付決定通知書(以下「交付決定通知書」)を送付するものとします。申請者が提出した交付申請書の内容と交付決定通知書の内容とが一致しない場合は、申請書の提出後、SIIより申請者に連絡いたします。

【② 交付決定通知書の受領から完了報告を行うまで】

《申請の取り下げ》

『補助事業申請取下げ届出書』を提出してください。

《申請内容の変更》

完了報告時に提出する『補助事業完了報告書』に変更した内容を反映させて完了報告を行ってください※7。
その際『補助事業完了報告書』の余白に変更を行った旨を明記してください。

《申請者の変更》

相続等で※8申請者が変更になった場合は、『補助事業承継承認申請書』、及び併せて変更に係る書類すべてを提出してください。

【③ 完了報告から補助金の額の確定まで】

《申請の取り下げ》

『補助事業申請取下げ届出書』を提出してください。

《申請内容の変更》

『補助事業計画変更報告書』、及び併せて変更に係る書類すべてを提出してください※7。

《申請者の変更》

相続等で※8申請者が変更になった場合は、『補助事業承継承認申請書』、及び併せて変更に係る書類すべての提出が必要です。

【④ 「交付決定通知書」または「額の確定通知書」受領から10日以内】

《通知の内容に不服がある場合》

『補助事業申請取下げ届出書』を提出してください。

※7 申請金額の変更について、『交付決定通知書』に記載されている補助申請予定額を超える金額への変更はできません。

※8 承継承認申請を行う場合は、二親等以内の近親者であることが条件です。

書類郵送先

〒100-8691

銀座郵便局 私書箱96号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金

(HEMS機器導入支援事業) 申請受付係

※書類郵送先は交付申請・完了報告・各種届出書ですべて共通です

郵送する際の注意事項

- 交付申請・完了報告書類は折り曲げ厳禁です。
- 送付する封筒には必ず差出人の住所・氏名を記入してください。
また、表面に赤字で「申請書在中」と記入してください。
- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 郵送料は申請者の負担となります。書類の量により郵送料が変わりますので、
料金不足で不着とならないよう郵便窓口からの郵送をお勧めします。
(2014年4月1日(火)より、郵便料金が変わりますのでご注意ください。)
- SIIから申請者に対し、交付申請・完了報告書類を受け取った旨の連絡はしませんので、
到着確認を行いたい場合は、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパックなどをご利用ください。
- 申請代行等で複数の申請書類を提出する場合でも、1申請につき1封筒での提出としてください。

SIIホームページ

<http://sii.or.jp/>

問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)

審査第三グループ HEMS補助金申請担当

TEL: 03-5565-4961

(受付時間 = 平日 10:00~12:00 および 13:00~17:00)

※ 通話料がかかりますのでご注意ください。